

第1章 計画の策定にあたって

【1】 計画策定の目的

地域福祉計画は、本市における高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者などさまざまな分野の計画や施策の基本的な「指針」としての役割を持ちます。

保健、福祉分野におけるサービス等が分野横断的に連携して提供できるとともに、地域における社会資源（ヒト、モノ、コト）がつながり合い、支え合うことで、全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、保健、福祉以外のまちづくり関連分野とも連携して、総合的に地域福祉を推進するための方向性を示すものです。

本市では令和3（2021）年6月に「第3期廿日市市地域福祉計画」を策定し「誰もが つながり合い 一人ひとりが 幸せを感じながら暮らせる 多様な選択ができるまち」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進に取り組んできました。

一方で、人口減少や少子高齢化のさらなる進行、一人暮らし高齢者の増加、価値観やライフスタイルの多様化、住民同士のつながりの希薄化など、私たちを取り巻く社会の状況は大きく変化しています。あわせて、社会的孤立や介護と育児の問題を同時に抱えるなど、個人や世帯が抱える課題が複雑化、複合化するとともに、既存の支援制度の枠組みに当てはまらず、十分な支援が行き届かない問題などが浮き彫りとなっています。

さらに、従来の制度・分野ごとの「縦割り」や「受け手」「支え手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。行政による福祉サービスと、地域住民などによるつながりや支え合いを生かした福祉を一体的に進めていくことが、今後より一層、必要になってきます。

このような状況の中、これまでの取組を引継ぎつつ、国の動向やこれまでの取組の評価、地域福祉活動団体へのヒアリング調査等を踏まえ「地域共生社会」の実現に向け「第4期廿日市市地域福祉計画」を策定します。

「地域共生社会」とは

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、対象者ごとの縦割りから脱却し、分野を超えた横断的な支援体制を構築するとともに、地域住民や地域の多様な主体が「受け手」「支え手」といった関係を固定化させることなく、すべての人々がつながり、我が事として支え合いを推進する機運を醸成する社会です。

【2】 地域福祉を取り巻く社会情勢

地域福祉計画の策定の背景として、注視すべき社会情勢を整理します。

1 人口減少社会の進行と人口構造の変化

人口減少や少子高齢化の進行により、人口構造は大きく変化しています。生産年齢人口の減少は、地域経済や担い手不足に影響を及ぼし、地域活動や福祉サービスの維持が困難になることが懸念されます。

人口減少や少子高齢化は、今後も継続していくことが予測され、こうした状況を的確に捉えて、地域福祉を推進していくことが一層重要となっています。

2 孤独・孤立の問題の深刻化

核家族化の進行、地域における人と人とのつながりの希薄化などにより、孤独・孤立に陥りやすい社会環境に変化しています。

地域とのつながりが希薄化することで、生活上の困りごとや心身の不調などが表面化しにくく、支援につながらないまま、問題が深刻化するケースも見受けられ、地域全体で支え合う仕組みづくりが求められています。

3 地域住民が抱える課題の複雑化、複合化

近年、ひきこもり、8050問題*、ダブルケア*、老老介護、ヤングケアラー*など個人や世帯が抱える課題は複雑化、複合化しています。これらの課題は、家庭・職場・地域等とのつながりの希薄化などが要因となっています。

今後は、こうした複雑化、複合化した課題に対応するために、分野横断的な支援につなげるための包括的な支援体制の整備が求められています。

4 多様な主体との協働による地域福祉活動の広がり

地域課題が複雑化、多様化する中で、行政だけでなく、民間事業者、ボランティアなど、多様な主体による地域福祉活動が広がっています。それぞれの強みを生かし、相互に連携・協働することで、きめ細かな支援や新たな取組の創出が期待されています。

5 頻発・激甚化する自然災害への備え

近年、気候変動の影響により、全国的に自然災害が頻発し、激甚化しています。本市においても、市域の約8割が林野で占められており、台風等による集中豪雨等により、土砂災害が発生しやすい地理的特徴を有しています。過去にも、台風や地震等により、甚大な被害を受けています。

こうした状況を踏まえ、いつ起きてもおかしくない災害へ対応できるように平時から、隣近所や地域とのつながりを生かした取組や災害時の避難行動要支援者*の避難支援体制の整備が求められています。

6 DX（デジタルトランスフォーメーション）*の推進

DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組により、デジタル技術は社会全体の基盤として急速に普及しています。

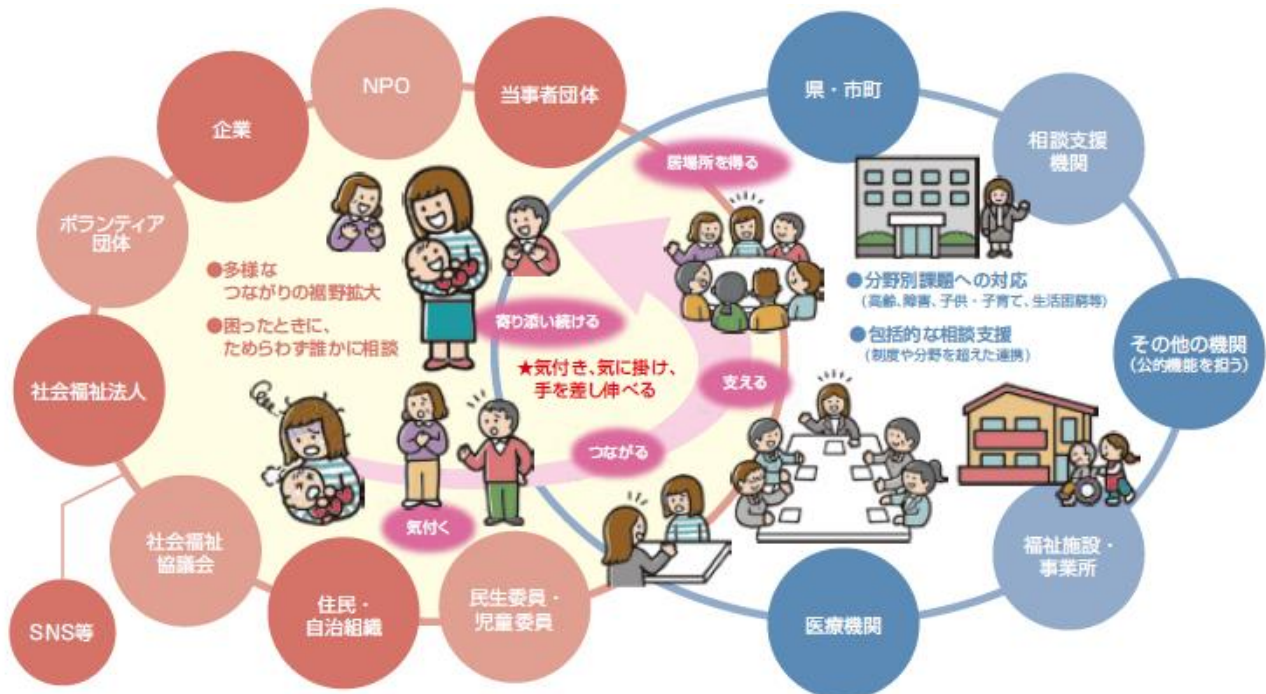
今後はデジタル技術の活用を通して、関係機関の間での情報共有のオンライン化や対面を要さないつながりやコミュニケーションのほか、SNSの活用などによる、市民等の利便性の向上など、業務を効率化し、効果を高める施策により、社会的課題の解決を図ることが期待されています。

一方で、デジタル技術の利用に不安を抱える人もおり、デジタル技術の活用と配慮の両立が求められています。

【3】 地域福祉の考え方

地域福祉とは、高齢者や障がいのある人、子育て家庭、生活困窮世帯など、対象によって区分されることなく、住み慣れた地域で誰もが安心して生活することができるよう地域で支援を必要としている人のさまざまな困りごとや不安を、住民同士や社会福祉関係者との連携により、支え合い、助け合う体制を地域全体で構築し「地域共生社会」の実現を目指していく取組のことです。

地域福祉の推進に当たっては、住民一人ひとりが自らの力で生活を維持・向上させる「自助」、隣近所での地域活動やボランティアなど、近隣住民や友人等、身近な人間関係の中で支え合う「互助」、制度的な裏付けのもとに住民同士や事業所などで支え合う「共助」、行政が主体となって、制度に基づき提供する支援やサービスである「公助」の4つの役割が相互に補完し合うことが重要です。



出典：第2期広島県地域福祉支援計画

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

自 助	互 助 ・ 共 助	公 助
-----	-----------	-----

<p>身の回りで起きる課題を自分や家族で解決する</p> 	<p>隣近所等でのボランティア活動や地域活動</p> 	<p>制度化された地域ぐるみの支え合い・助け合い</p> 	<p>行政が行う公的なサービス</p> 
--	--	---	---

支え合いの取組を地域で協力して行う

たとえば・・・

<p>日頃のあいさつや見守り</p> 	<p>地域活動への参加 地域での交流</p> 	<p>地域でのちょっとした手助け</p> 
--	---	--

【4】 計画の概要

1 計画の位置付け

本計画は「はつかいち未来ビジョン2035（廿日市市総合計画）」を上位計画とし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、地域における高齢者福祉、児童の福祉、その他福祉に関し、共通して取り組む事項を一体的に定めるものです。

2 4つの計画の一体的策定

本計画は、第3期地域福祉計画と同様に成年後見制度*の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）の規定に基づく「成年後見制度利用促進計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の規定に基づく「再犯防止推進計画」を包含し、成年後見制度等による権利擁護*や再犯防止、更生支援*に関する分野の取組とも連動させて推進します。

さらに、分野横断的に支援を推進するため、第3期地域福祉計画で「協働プロジェクト」として取り組んできた、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」と、精神保健上の問題だけではなく、包括的な支援体制を構築し、地域全体の自殺リスクを軽減させることを目指した、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づく「自殺対策計画」を包含し、一体的に策定します。

いずれの計画も、多分野・多問題が交差する共通課題に対し、分野横断に包摂的支援*の構築や地域における支え合い、居場所づくりなど「地域共生社会」の実現に向けた理念や取組が共通しており、各計画と連動し横断的な取組を行う必要があります。これらの計画を一体的に策定することにより、効率的・効果的に施策を実施していくことを目指します。

【 一体的策定イメージ 】

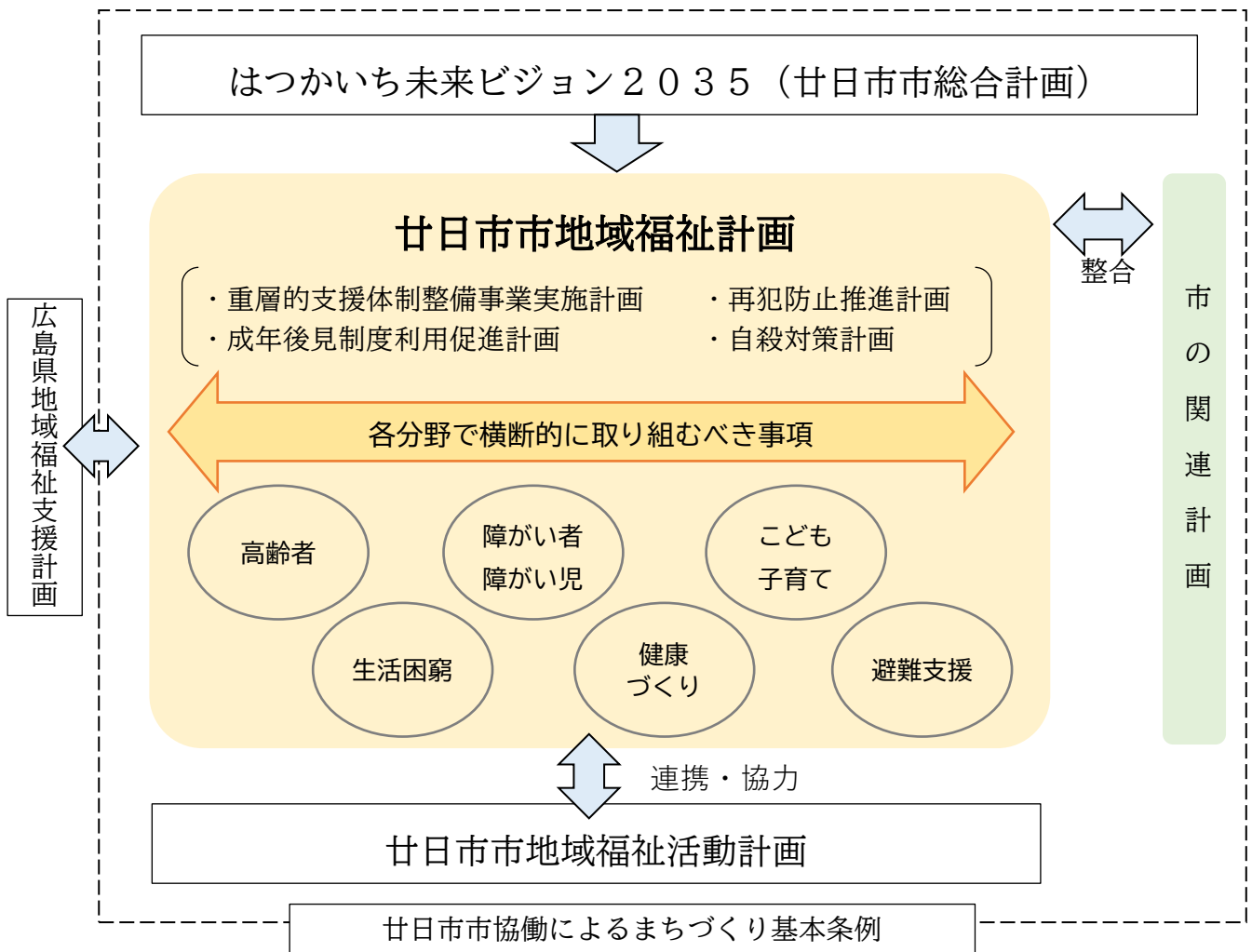
廿日市市地域福祉計画

計画名	根拠法令
廿日市市重層的支援体制整備事業実施計画	【社会福祉法】 世代や属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施するための計画
廿日市市成年後見制度利用促進計画	【成年後見制度の利用の促進に関する法律】 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるもの
廿日市市再犯防止推進計画	【再犯の防止等の推進に関する法律】 再犯防止の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるもの
廿日市市自殺対策計画	【自殺対策基本法】 自殺対策について本市の現状を踏まえた施策を定めるもの

3 関連計画との関係図

本計画は「はつかいち未来ビジョン2035（廿日市市総合計画）」を上位計画とし、まちづくり、防災等の関連するその他の計画等との整合を図ります。

また、広島県の「広島県地域福祉支援計画」を踏まえるとともに「廿日市市協働によるまちづくり基本条例」の協働の考え方を反映し、地域福祉を推進するための中核的な主体である廿日市市社会福祉協議会が地域住民とともに策定する「廿日市市地域福祉活動計画」とも連動させ、一体的に施策を進めます。



4 計画期間

本計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度の 5 年間とします。

5 地域福祉活動の圏域の考え方

第 3 期計画における設定を引き継ぎます。「地区」「地域」の範囲については、地域福祉を推進するための中心的な圏域とし、施策の展開を図ります。



参考 SDGs の考え方

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された持続可能でより良い世界を目指す国際社会共通の目標です。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために掲げられた 17 の目標のうち、特に地域福祉と関連が強い項目は以下のとおりです。

1 貧困をなくそう		3 すべての人に健康と福祉を		10 人や国の不平等をなくそう	
3 すべての人に健康と福祉を		11 住み続けられるまちづくりを		16 平和と公正をすべての人に	
10 人や国の不平等をなくそう		16 平和と公正をすべての人に		17 パートナーシップで目標を達成しよう	
11 住み続けられるまちづくりを		17 パートナーシップで目標を達成しよう			

【5】 計画の策定体制

本計画は、地域住民、関係団体、福祉関係者、庁内の職員など多様な主体から幅広いご意見を伺い、策定を行いました。

また、これからの福祉のまちづくりに向けて、さまざまな視点から意見やアイデアを反映するため、市民対話として、市内在住の高校生や日頃から福祉活動を実践している関係団体にグループインタビュー（座談会）などを実施しました。

1 保健福祉審議会 地域共生専門部会

「廿日市市保健福祉審議会地域共生専門部会運営規程」に基づき、学識経験者や福祉関係者（民生委員・児童委員、社会福祉法人、医療関係者、福祉サービス事業者、介護事業者、司法関係者、社会福祉協議会）、地域自治組織、地域福祉活動団体、NPO、民間企業の「実践者」で構成しています。多様な視点からの議論を行い、第3期地域福祉計画の振り返りも含め、内容を検討しました。

2 各協議体

重層的支援体制整備事業実施計画は「相談支援ネットワーク会議」、成年後見制度利用促進計画は「廿日市市権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議」、自殺対策計画は健康はつかいち21推進協議会「こころの健康づくり委員会」及び庁内ネットワークとして設置している「廿日市市自殺対策推進本部」で、それぞれ内容を検討しました。

■ 各協議体の内容

協議体	内容
相談支援ネットワーク会議	庁内の幅広い関係部署の係長級職員や関連する事業所などが参加し、従来の制度、分野ごとの縦割りの体制を越え、分野横断した支援を推進・検討する協議体です。
権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議	成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、医師会、弁護士、司法書士、社会福祉士、金融機関等で構成され、廿日市市における成年後見制度に関する施策の推進及び関係機関の連携を図るための協議体です。
健康はつかいち21推進協議会 「こころの健康づくり委員会」	「健康はつかいち21推進協議会※」の課題領域別委員会のうちの1つで、医療、福祉、教育、司法、地域団体、消防、行政などの関係機関や団体で構成され、こころの健康づくりや自殺対策の推進等について検討及び共有を行う協議体です。
廿日市市自殺対策推進本部	庁内横断的な体制で自殺対策を推進するため、副市長をトップとした庁内の幅広い分野の関係部局が参画する協議体です。

※ 健康づくりに関連する各種団体やボランティア、行政等で構成され、市民自らが健康づくりに取り組む社会を育むため、相互に連携し、さまざまな情報提供、環境の整備、地域づくり活動等を推進する協議体

3 市民対話

市民や事業所、関係者等からの意見を反映させるため、グループインタビュー（座談会）や福祉活動団体へのヒアリング、住民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

■ グループインタビューの概要

対象者	実施日	方法	参加者数
廿日市市内に在住している高校生	令和7年8月20日	調査シートの配布・回収による調査及びグループインタビュー（座談会）調査	4名
廿日市市内の福祉活動団体	令和7年8月21日		10団体

■ パブリックコメント

実施期間	令和8年2月10日～3月13日
意見数	16件（1通）

【 策定体制のイメージ図 】

